

第3回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

項番	頁	委員氏名	御意見	回答
1	12～13	佐野委員 野口座長	（佐野委員）質問は2点ございまして、まず1点目ですが、資料の9ページの下段の難民認定申請案件の振り分け状況のところ、迅速化のためにも振り分けをされている取組自体を評価させていただきますが、A、B、C、D案件の四つある中でD案件が81.5%と大きい印象です。このD案件をさらに詳しく、例えばこれは人道的配慮に当たる<u>であるとか、補完的保護対象に当たるとか</u>といった一定の分類、振り分けはされているのかどうかについてお伺いしたいです。 2点目ですが、17ページ目の我が国における難民等保護の状況になりますけれども、狭い意味での難民だけではなくて、補完的保護対象者、人道配慮という形で、いわゆる事実上保護をされている人数が増えているということ自体は、よい方向に向かっているというように個人的には思います。ただ、右下のところの31.2%という形で、非常に多くの方を保護しているというふうに読める数字が上がっておりますが、注の中で、申請処理数に対して認定者数及び人道配慮による合計ということになっております。こういった統計の取り方というのは、我が国独自なのか、あるいはU N H C R など国際的にも一般的な統計なのかについてお伺いしたいと思います。 （野口座長）データの示し方というのは、これから法の執行過程ですごく重要になってくるかなと、いずれも今の御質問はそれに関わるものであると思いましたが、<u>場合によっては計算した、加工したデータではなくて、ローデータ</u>というんですかね、そのままのデータを出して評価をしてもらうという、そういうやり方もあるのかなと思いました。	（1点目について） D案件の内部での振り分けは実施しておりません。 （2点目について） 各国における難民・避難民等の保護制度は様々であり、それらの保護に関する統計としての保護率の出し方については、UNHCRや各国において定まったものがあるとは承知しておりません。 （野口座長からの御指摘について） ローデータについては、特に難民に関する統計であるため、個人情報等の保護に十分配慮した形で、どこまでのものをお示しできるか引き続き検討します。
2	13～14	岡部委員 野口座長	（岡部委員）まず、9ページのところで、9ページに限らないんですけれども、特定活動が認められている申請者に対してなんですけれども、具体的にその人々がどういったところで働いているのかというところの就職先の把握ですとか、その後ちよっと、何というんですかね、不法の労働市場に入っていないかというような形のチェックというのをしているのかどうかという質問が一つと、あと、条約難民、それから補完的保護以外で人道的な配慮によって受入れが認められている人も300人余りいらっしゃると、私は結構大きな数だと思っているんですけれども、<u>この補完的保護以外の人道的配慮というのは具体的にどういった根拠に基づいてなされるのか、教えてください</u>。お願いします。 （野口座長）いずれの御質問も、もう少し調べるとデータは出てくるものなのでしょうか。それとも、今お答えいただいたところで尽きるでしょうか。もし少し付随的に調べていただいで、例えば人道上の配慮の具体例などは、伝えていただける範囲でお調べいただいて、伝えていただくということもあるのかなと思いましたので、御検討いただければと思います。	（難申特活の就職先） 難民認定等申請者用の特定活動の在留資格を許可する際に個別の就職先のチェックは行っておりませんが、本邦に在留する外国人については、「外交」・「公用」の在留資格を有する者及び特別永住者を除くすべての外国人について、厚生労働省と情報連携をして外国人雇用状況届出に係る情報を適正な留管理を行うために活用しており、これには難民認定等申請者用の「特定活動」で在留する外国人も含まれます。 （人道配慮の具体例） 補完的保護対象者として認められずに人道配慮が認められる事例については、当日竹内難民認定室長（当時）から御説明したとおりです。具体的な基準をお示しすることは困難ですが、例えば、補完的保護対象者としての「迫害」のおそれまでは認められないものの、本国において一定の情勢不安が認められる場合などに、本国情勢に基づき人道的な配慮が必要であり在留許可を与えるという判断がなされる場合があります。 令和6年における人道配慮の事例は、具体的には別添1のとおりです。これは入管庁のHPにおいて「難民等と認定した事例等について」において「③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」として公表しているものです。
3	14～17	川村委員 野口座長	（川村委員）1点目、各種統計データをお示しを頂きまして、難民認定手続の申請者で特徴的なものとして、タイの急増というものが気になるところでございます。タイの令和6年の統計を見ますと、被上陸拒否も非常に高い割合で、一番多かったとか、入管法違反も2番目に多かった、退去強制手続も2番目に多かった、不法残留も2番目に多かった、難民申請数も2番目に多いというような特徴がありまして、これが<u>どういう理由で極端に増えているのか</u>ということをお教えいただきたいと思います。 あわせて統計の中で、スリランカでございますが、常に難民申請数が上位にきていること、令和6年も1位なんです、認定数はゼロということが続いているように理解しております。こちらでも被上陸拒否が3番目に多く、入管法違反も7番目に多いと、こういったところの数値も散見されているところであります。<u>この傾向をどのように分析なさっているのか</u>ということをお教えいただきたいのが1点目でございます。 2点目、審査期間の長期化について御質問をさせていただきたく存じます。一次審査の平均処理期間が22.4月、審査請求が12.6月ということが平均ということでお示しを頂きました。私が難民審査参与員として日々業務に携わっている中で、もっと早くできるのではないか、あるいは日々の私の体感ですと、資料を頂いてから意見確定まで、審議をちよっと時間を取って意見書案の修正を入れても1か月ちょっとで終わっている、早いものはもうその日のうちに意見を3人でそろえて、翌週には意見確定で、3人で意見書提出をお願いしますというところまで行けているところ、もっと早くできるというふうに思っているのですが、<u>どの部分に一番お時間を要しているのか、個別案件でいろいろな事情があるとは思いますが、どここの部分を一番改善すべきか</u>というところが知りたいという趣旨で、質問させていただきたいところが2点目でございます。 3点目、一時庇護上陸許可について御質問をさせていただきたく存じます。一般的に考えますと、緊急で本当に危ないところから逃げて、助けてくださいという場合は、もう入ってくる、入海港で庇護申請が妥当なもの、一般的にそういうふうなイメージを持たれるのではないかと思います、日本の場合はほとんどそれが無いところ、この理由、様々あるかと思いますが、処理期間が長いことから、早く認定しなければならぬという、この迅速、適正というところを鑑みますと、<u>この一時庇護上陸許可が機能していないところについて</u>も分析が必要かというふうに思います。 これが、例えば先ほどの御説明にありましたように、一時庇護上陸で入った場合に一定の在留の制限がかかるということを懸念されているのか、<u>その審査のところで、どここのフェーズにこのような数字に結びつく点があるのか</u>というところの御見解を教えてください。ご確認ください。 （野口座長）先生の御質問は多分、難民認定申請手続って複層的で並列的で段階的であるから、いろいろなところいろいろなデータがあるはずだと、それを総合して見ると何か新しく見えてくるものがあるはずだから、もう少しよく分析をした方がいいのではないかと、2番目と3番目の点についても、恐らく、表はできているけれども、例えば5ページのデータでいうと、それぞれの段階に具体的にどのぐらい手続コストだったり期間がかかっているのかというのが見えてこないと本気で締められないと、そういう御指摘だったのかなと思いますので、引き取っていただいて、データの収集であつたりとか分析というのを進めていただくという宿題になるのかなと思いました。	（1点目：タイ・スリランカの申請が多い理由） 御指摘のとおり、タイにつきましては前年と比較いたしまして約1.2倍に急増しているというような状況です。前提といたしまして、申請は申請者の方の意思によるものでございますので、その理由について一概にお答えすることは困難です。ただし、タイは査証免除国であることから、大使館での査証審査がない状態でタイ国籍の外国人は上陸審査を受けることができます。そこでは上陸を拒否される人がいらっしゃいます。また、令和6年には国籍別の外国人人数としてタイは不法残留者数では2番目に多く、入管法違反事件でも2番目に多いという結果になっています。 そのような方々の中から、不法残留ではなくて難民認定手続の方に流れて、合法的に滞在あるいは就労ができるのではないかと、ということで流れてきている人がいるのではないかと考えられます。また、そのような誤用・濫用的な難民申請者が一定程度はタイ人の中に含まれているのではないかと、というふうに考えることができます。そうしたことから、本来であれば不法残留になっっていたような人たちが難民認定申請に流れてきている人がいるのではないかと、その結果として申請者数が増えてきているのではないかと考えられます。 （2点目：どの部分に時間を要しているか） 申請者から迫害事情を裏付ける客観的資料の提出がなされることは少なく、そのような場合には申請者に対してインタビュー等を行うことが必要になり、インタビューに一定程度時間がかかっています。他方、難民調査官の事実の調査のうち、どの部分にどの程度時間がかかっているかという点について、現時点でそのような統計を取っておらず、お示しすることは困難です。 （3点目：一時庇護上陸） 一時庇護上陸許可申請については空港で必要な周知を行っており、申請が少ないからといって機能していないという認識はございません。 なお、令和5年において、一時庇護上陸許可申請に係る処分の内訳は許可が11人、不許可が34人、取下げ等が2人であり、処理数に占める許可者数の割合は約23.4%であるため認定率が極端に低いという認識はございません。 （野口座長からの御指摘について） 御指摘のとおり、難民等認定手続のどの段階においてどの程度の時間がかかっているのかをデータとして取得することができれば望ましいと認識しております。もっとも、現在の審査手続の過程においては、全て紙ベースでの管理となっており、申請の受付日など特定の時点しかデータとして入力されておらず、個別の案件について、例えば申請からインタビューの設定・実施までどれぐらいの期間を要したのかといったデータについて取得する手段がありません。今後、難民等認定手続のDX化を進める上で、いただいた御指摘を踏まえ、どのようなデータが取得できるようなシステムにすべきか検討します。

第3回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

4	17～19	増子委員 野口座長	（増子委員）先ほど来話題に出ている振り分けの件なのですが、平成30年の1月にこの仕組みを導入したのは、恐らくは濫用的な申請を抑えたいというのがメインだったのではないかなと思いますけれども、今日の7ページの資料にもあるように、保護すべき案件を迅速に処理するということもこの振り分けの目的に掲げておられると。それで、お伺いたいのなのですが、そのメリハリというのは実際の審査においてどう表れているのか。例えば、A案件というものは早くできていたか、あるいは逆に、A案件はゆっくりでも構わないというのか、A、B、C、D案件ごとに、その期間がどうなっているのかと、それが分析はされているのかされているのか分かりませんが、今出ているデータは、それがごちゃっとした形で平均処理期間と出ていますので、いかがなのかなというのが一つ目の質問でございます。 もう一つは補完的保護の関係では処理期間、平均はまだ出ておりませんが、ぱっと見る感じでは比較的早い、1年単位でできているのではないかというふうに見受けられます。単純な比較ができるとは思わないものの、一般の難民認定と補完的保護の認定とで違うのは1番目の迫害の理由のところの要件ですが、<u>審査の過程でそこそこ大変時間がかかるのか</u>、あるいは補完的保護というのは、今の情勢もありますので、それにも影響されていることなので、単純なそういう比較はできないのか。要するに、今までの質問にもやや似ておりますけれども、要件のうちのどれで<u>大変認定審査に時間をかけておられるのか</u>、その辺、データがないにしても印象でもいいのですが、<u>お分かりになるところがあれば教えていただければ有り難い</u>と思います。 （野口座長）先ほどのやり取りと少し似ているかなと思う部分がありましたけれども、例えば一番最初の御質問でいうと、A、B、C、Dの振り分け案件ごとに、<u>早期に着手しているんだ</u>たら、シンプルに考えると申請から処分までは短いはずだと、そういうデータがありますかという御質問かなと思うと、あれば出していただく、なければ、それを取った方がいいのではないかというアイデアを今頂いている気がするので、こんな情報がデータとして蓄積されるといのではないかということを踏まえ、まだ法改正からそれほど日がたっていない今の段階で、<u>どういうデータを入管として集めていくのか</u>という、そういう受け取りがあるのかなと思いました。	（振り分け結果ごとの平均処理期間について） 今般改めて集計を行い、あくまで暫定値としてですが、振り分け結果ごとの平均処理期間について別添2のとおりお示いたします。
5	22～23	増子委員	まず一つ目は、難民認定についての機関とか、そういった仕組みの問題ですが、<u>難民認定機関につきましては法務省入管庁からは独立した機関を設けるべきであると、このように考えております</u>。あわせて、その不服申立て機関につきましても、新たに独立した委員会を設置して不服審査業務を行うということで、大きくこの仕組みを変えていく必要があるだろうと、このように思っております。	難民等の認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは、上陸時に庇護を求める者への対応、難民等認定申請中の者や難民又は補完的保護対象者と認定された者に係る在留管理、難民不認定等が確定した者に係る迅速かつ確実な送還といった点で密接に関連していています。したがって、難民等の認定に関する業務は入管庁において行うことが適当であると考えています。 引き続き適切な運用を担保しつつ、保護すべき者を保護すべく努力します。
6			難民に関する具体的な要件については、今日も要件のことは抽象的でなかなか難しいというような御説明が冒頭にございましたけれども、<u>U N H C Rの基準とか見解に依拠しつつ、難民認定の基準を設定してきちんと公表していくと、そういったことも法律に書いていくということが必要であろうと考えております</u>。	基準というときは、一律かつ定型的に難民該当性を判断できる程度に明確かつ具体的なものでなければ、かえって、公平性を欠き、適正なものとは言えないと考えられます。しかし、難民の定義への当てはめにあたって確認することとなる各国情勢や申請者の事情は多様性・可変性を有するものであるため、いかなる場合に「難民」と認定できるかを一律かつ定型的に判断できる程度の明確かつ具体的な基準を定めることは困難と考えております。
7			現在は難民認定や不服申立て手続において弁護士が面接に立ち会うというふうなことは行われていないという運用かと思っておりますけれども、<u>そういう面接の立会いを含む弁護士の代理権、それからインタビューの録音・録画など、手続保障を実質的に保障していくということが必要だと、このように考えておりますし、出身国情報の公開につきましてもこれを制度上保障すべきであると、このように考えます</u>。	（立会い、録音・録画） 難民認定手続の一次審査においては、難民調査官があらかじめ出身国情報の収集・調査をした上で、その情報を活用しながら、申請者の事情聴取を丁寧に行うことによってその信頼性を的確に評価しており、適切な調査を行っています。また、申請者に対して内容に誤りのないことを確認した上で供述調書に署名させるなど、その正確性を確保しています。なお、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であり、入管庁では、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査に従事する職員に周知しています。また、一次審査における事情聴取に際し、親を伴わない年少者等、特に配慮が必要な申請者について弁護士等の立会いを認める取組を既に実施しています。加えて、不服申立てにおける口頭意見陳述に際しては、弁護士等の代理人も手続に加わることが認められているほか、陳述の要旨等を記載した調書も作成しており、手続の適正性・透明性は確保されています。このように適切な面接が実施されている上、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が3人1組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断していることなどを踏まえると、手続の適正性は十分に確保されており、面接の録画等を行う必要はないと考えています。引き続き、適正な運用を担保しつつ、真に保護を求めている方を保護するための不断の努力を行います。 （出身国情報の公開） 入管庁においては、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、ホームページに掲載しており、例えば、米国国務省、英国内務省及び豪州外務貿易省が作成した出身国情報に係る報告について、国別及び公表年別に整理した上で公表しているところです。 出身国情報について引き続き適切に整理した上で公表したいと考えております。
8			U N H C Rの役割ですが、手引きなんかでいろいろ御紹介いただいたり、覚書があるというふうな御説明も今日ございましたけれども、<u>その役割をきちんと法律に規定をして、個々の難民認定申請に関する情報も参照した上で、具体的なケースレビューを可能とするようにすべきであろうと、このように考えております</u>。	既にUNHCRとはMOCを締結し、それに基づきケース・スタディを実施しており、その内容を踏まえ、難民認定申請者に対する面接による事情聴取の際に配慮すべき事項を整理し、職員に周知するという取組を行っているところであり、UNHCRの役割を我が国の法律に規定することは考えておりません。
9			難民申請者の法的地位の問題ですが、こちらはきちんと法律に定めるべきでありますし、就労が認められない難民申請者につきましても、少なくとも申請後6か月を経過した場合には就労を認めるという制度とするというふうなことで、その生存権をきちんと確保していく必要があるであろうと、このように考えている次第でございます。	難民認定申請者は、難民認定・不認定の判断を受けるまでの暫定的な立場として本邦に所在していることから、このような方の保護を図るためにも、まずは迅速な処理に努めます。また、申請者の立場において保護を要する者については、難民等申請者用の保護措置を用意しており、また、難民認定申請の振り分け結果に応じて、一定の場合には、申請等から6月経過後に難民認定等申請者用の在留資格「特定活動」を付与する運用を行っています。 御指摘を踏まえつつ、引き続き真に保護すべき者を確実に保護すべく努力します。
10			今日も資料で付けていただきました令和5年改正入管法審議における参議院の附帯決議というものがございしますが、このうち1から10までですがね、15のうちの10は難民に関するものということで、私ども弁護士会、特に日弁連が持っている問題意識、そこは多くの点で通底するものがあるというふうに理解しております。いずれもそう簡単に実現ができるということでもないだろうと思うんです。入管庁の皆さん、前回見学させていただいた事務を含めて、大変重要でかつ大量の仕事を抱えていらっしゃる中で、こういったものも考えていかないということであると非常に大変ではないかなと思っていて、いずれも重要でございまして、やはり本腰を入れて、この附帯決議に表れた事項を検討する時間と場所、これが必要であろうというふうに考えております。この懇談会もその機会であろうとは思うものの、<u>いかにせん時間が少な過ぎると、回数も少ない</u>ということがございますので、ぜひこの難民制度、認定制度について検討する専門部会などを設置して引き続き検討する必要があるのではないかと、このように考えておりますので、その点も併せて意見として申し上げたいと思います。	令和6年6月に関連する改正法が施行され、現在その施行状況を適切に把握する段階にあると考えられることから、現時点において、専門部会の設置などは考えておりません。

第3回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

11			一つ目が、本人が望む場合は代理人の同席を認め、録音・録画を認めることを検討ください。二つ目、法律扶助を在留資格のない難民、補完的保護申請者にも認めてください。三つ目、審査期間の短縮に人員増員が必要だというのもそうなんですが、視察したときに建物のスペースが大変狭いということを見ましたので、別の建物に移すか、場合によっては、監理措置の導入に伴い収容を必要最小限にする現状に合わせて、収容施設の部屋を縮小して審査部門の部屋を拡充することを御検討ください。四つ目、理由開示において、参考とした出身国情報等も明示するように御検討ください。	一つ目について 難民認定手続の一次審査においては、難民調査官があらかじめ出身国情報の収集・調査をした上で、その情報を活用しながら、申請者の事情聴取を丁寧に行うことによってその信憑性を的確に評価しており、適切な調査を行っています。また、申請者に対して内容に誤りのないことを確認した上で供述調書に署名させるなど、その正確性を確保しています。なお、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であり、入管庁では、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査に従事する職員に周知しています。また、一次審査における事情聴取に際し、親を伴わない年少者等、特に配慮が必要な申請者について弁護士等の立会いを認める取組を既に実施しています。加えて、不服申立てにおける口頭意見陳述に際しては、弁護士等の代理人も手続に加わることが認められているほか、陳述の要旨等を記載した調書も作成しており、手続の適正性・透明性は確保されています。このように適切な面接が実施されている上、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が3人1組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断していることなどを踏まえると、手続の適正性は十分に確保されており、面接の録画等を行う必要はないと考えています。引き続き、真に保護を求めている方を保護するための不断努力を行います。 二つ目について 法テラスにおいては、民事法律扶助として、資力が乏しい国民又は我が国に住所を有し適法に在留する方に対し、無料法律相談や民事裁判等手続に必要な弁護士費用の立替え等を行っているほか、これを補完するものとして、日本弁護士連合会から委託を受けて、難民認定に関する法律援助等の業務を実施しており、適法に在留する方以外の外国人に対しても法律援助が行われているものと承知しています。 三つ目について 施設の狭あいは顕著であり、職員の適切な執務環境の確保が喫緊の課題であると認識しております。 引き続き、適切に業務を遂行するため、一部の部署の移転等、狭あいを解消するための様々な検討を行うとともに、施設の整備に必要な予算の確保に努めます。 四つ目について 出身国情報の開示については、従前から、入管庁において、諸外国が公表した出身国情報に係る報告を日本語に翻訳した上で、出身国別及び発行年別に整理して、ホームページに掲載しているところ、主な申立て内容ごとに対応する出身国情報を特定した形でホームページに掲載するなど、申請者が判断に用いられた出身国情報を特定しやすくする仕組みについて検討を進めます。
12	23～25	近藤委員	二つ目、一時庇護上陸許可について。恐らく2023年までに41年間で958人の申請があり、80人が許可されたにすぎません。申請数も少ないですが、不許可率が高いので、日本では空港における難民申請が難しいという評価を目にしたり、耳にすることがあります。このため、以下の4点に取り組む必要があると思います。 ①一時庇護上陸許可の運用状況について、もっと情報を公開し、制度の透明性を高めて、なぜ不許可が多いのかの説明されていないので、それを分かりやすく示す工夫が必要だと思います。②一時庇護上陸の審査の質を高めるために、入国審査官等への研修を十分に行ってください。③今日出ていたんですが、スリランカとの関係で、2018年11月16日の事務連絡で、空港で難民申請を抑制するような、そういう措置をとっていることがちょっと批判されたりしていますが、恐らくタイについてもまた検討するのかもしれませんが、ちょっと別の方法で考える方がよくて、特定の国の人にそういう質問をして何らかの監用を防ぐということをする、何か非常に日本では空港でこの申請をさせないという、そういうイメージを与えてしまうのではないかという気がします。④緊急支援が必要な出身国情報を得たときには、速やかに入国審査官等と情報を共有して、一時庇護上陸申請を柔軟に認めて、難民申請や補完的保護申請に迅速につなげてください。	（一時庇護透明性） 一時庇護上陸許可制度については白書やHPで説明をしており、外国人から説明が求められた場合には適宜説明を行っています。なお、令和5年において、一時庇護上陸許可申請に係る処分の内訳は11人、不許可が34人、取下げ等が2人であり、処理数に占める不許可者数の割合は約72.3%であるところ、極端に多いという認識はございません。 （研修） 当庁では職員の職階等に応じた各種研修を実施しており、これらの研修には一時庇護上陸許可制度を含む難民に関する内容の講義も含まれております。今後も研修内容の充実に努めます。 （事務連絡） 御指摘の事務連絡について、入管庁ではその存在を把握しておりません。御教示いただけますと幸いです。 （COI入手時） 一時庇護上陸許可申請、難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請があった際には、最新の出身国情報を参考にして審査をしています。
13			三つ目の補完的保護と人道配慮について。これも附帯決議1にあるんですが、恣意的な生命の剥奪とか拷問等を受けるおそれがある者や、残虐な取扱いもしくは刑罰を受けるおそれがある者、強制失踪のおそれがある者などの保護についてのこととか、さらには、附帯決議14で在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては子供の利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うことなどが書いてありますが、この点で3点あります。 ①入管法53条3項で、いわゆるノン・フルマン原則に基づいて、難民条約33条1項とか、拷問等禁止条約31項とか強制失踪条約には明示されているんですが、自由権規約6条、7条に規定する生命の恣意的な剥奪とか残虐な取扱い、非人道的な取扱い及び品位を傷つける取扱いのおそれのある国への送還禁止も明示してください。（元自由権規約委員会委員長の）岩沢雄司さんの最近の教科書にも、それが必要だということが書かれております。②在留特別許可に係るガイドラインの2で、家族と共に生活をするという子の利益の保護の必要性は積極要素として考慮されます。恐らくこれは自由権規約17条、23条及び児童の権利条約3条を念頭に置いているんだと思いますが、その趣旨に基づいてというように条約を明示することを御検討ください。また、注4というところで、在留が認められず退去強制令書を発付された外国人は速やかに本邦から退去することが原則となるため、退去強制令書が発布された後の事情変更等は原則として考慮されませんという記載内容は、今申し上げた自由権規約17条、23条及び児童の権利条約3条の趣旨に反して、家族の結合の権利や子供の最善の利益を侵害する作用がありますので、この文末の表記を、考慮されない場合があります、ぐらいに修正する必要があるかと思います。③在留特別許可に係るガイドラインの7の3に無国籍性のことが入っているんですが、無国籍の認定手続がない状況にあって、U.N.H.C.R.のハンドブックなどを参考に、国際慣習法上の広い定義に従って認定手続を作ってください。	（補完的保護と人道配慮について） 当日堀越審判課長（当時）から御説明したとおりです。 （ノン・フルマン原則について） まず、ノン・フルマンの関係で、入管法第53条3項に人権規約上の保護について規定するべきであるという御意見でございましたけれども、入管法第53条3項はノン・フルマン原則を明文化した規定であります。自由権規約についてはノン・フルマン原則を明示的に規定する条項はないものと承知しております。また、自由権規約7条に関しましては、裁判例として、外国人の外国における同条規定の権利を保障するものではなく、そのような保障のない国に外国人を送還することが禁止されていると解することはできないとする判断もありますところ、御指摘のような自由権規約の規定の内容を入管法第53条3項に盛り込むような修正をするということは適切ではないというように考えております。 他方で御指摘のような場合でも入管法第53条3項各号に該当する場合には同原則が適用されるほか、難民条約上の難民や補完的保護対象者の定義に該当する場合には保護されることになります。 （在留特別許可に係るガイドラインについて） まず、ガイドラインは在留特別許可を付与するか否かの判断の際の積極要素又は消極要素として考慮され得る事項、実際に考慮されているような事項について、例示的かつ一般的、抽象的に示したものであり、その性質上、法務大臣の裁量権を拘束するものではありません。その上で、一般論として退去強制事由の認められる外国人に対して在留特別許可を付与するか否かの判断については、国内の治安や国益の保持の見地から、法務大臣等の極めて広範な裁量に委ねられているものと解されております。さらに、在留特別許可をしないという判断をして退去強制令書が発付された後ということになりますと、在留特別許可を付与するか否かの判断については更に広範な裁量に委ねられているものと解されています。そのため、ガイドラインに含めるか否かについて、いずれの場合でも、法務大臣の裁量権を拘束するような修正をすることや手続を設けたりすることについては、相当ではないと考えております。
14			最後、四つ目ですが、難民等の支援について。これも難民条約34条に、難民の条約締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとするという条文があります。その条文が必ずしも誠実に遵守できない状況にあります。宿泊施設等の問題もあって、以下の5点を検討してください。 ①保護費の審査期間を短縮するには、審査基準を見直して、難民事業本部の職員を増員することを検討してください。②保護費、特に住居費を増額したり、保護費予算が年度内に払底してしまうということ、これを予算上どう工夫するのかわかりませんが、そういうことがないような工夫を検討ください。③難民の可能性の高いA案件の人には日本語講習の参加資格を認めてください。④日本語講習の目標レベルを帰化合格レベルに置いてください。恐らく今やっているのがA1レベル、N5レベルぐらいで、帰化のレベルはA2からB1の間ぐらいなので、N4からN3ぐらいの間までに必要な時間を確保したり、能力別のクラス編成をしたり、また、難民等の多い地域での講習会場を設けてください。⑤第三国定住の60人の枠とは別に、難民キャンプ等で生活している難民等の人を対象に、新しくできる育成就労に応募できる、そういう方策も将来的に御検討ください。	1点目及び2点目について 御指摘の点については、保護を必要とされる方々に対してできるだけ速やかに援助を行うことができるよう引き続き努めます。 3点目について 難民認定申請中の方への日本語講習については、その必要性も含めて関係省庁で検討してまいりたいと考えております。 4点目について 現状においても受講者の日本語レベル等を考慮したクラス編成で、また、難民等のニーズに合わせた地域で講習を実施しておりますが、難民認定者等の日本語講習の目標レベルの設定、クラス編成及び地域での講習会場設置については、御指摘も踏まえ関係省庁で検討します。 5点目について 補完的な受入れ（complementary pathways）は、難民グローバル・コンパクトに掲げられた、教育や就労を通じた難民の受入れ経路の一つであると承知しています。我が国においても、シリア難民等を留学生として受け入れるプログラムが実施されていると承知しています。入管庁としても、保護を求めて逃れてきた方々を教育や就労を通じて受け入れることについては、そのニーズや国際貢献や人道支援の観点も踏まえながら、外務省を始めとする関係省庁と連携しつつ、どのような対応が可能か検討します。

第 3 回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

15	27	野口座長	附帯決議については、令和 5 年の改正でついていたものなので、そこまでの間にこういうことをやっているとか、こういうことをやるつもりであるというリストは多分入管でお持ちではないかと思うので、ここはぜひ宿題として作っていただいて、共有をしていただけたらと思います。	令和 5 年の改正入管法に対する附帯決議の検討スケジュールについて現時点でお示しできるものはございませんが、今後も同附帯決議への対応について検討します。
16	27～29	川村委員	1 点目、難民認定等手続全体に関する意見でございます。一番しなければならないのは適正かつ迅速、今日の課題でございます。ぜひともデジタル化を手続全体に進める、予算も必要かと思いますけれども、お願いしたいと思います。羽田空港の入口はとても立派でございますが、東京局の皆さんはもう、パソコン 1 個から大変な御苦労をなさっているのも日々承知しております。ぜひ充実した環境、先ほども先生方からありました。 A I 活用も、他国の C O I を見えていますと、引用文献でもう A I と入ってきていまして、そういったことも含めて充実させていただきたい。それから通訳、翻訳に関しても、その部分のスピードアップに貢献できるようなものについては活用いただきたい。それから、申請書の改善、日々御検討いただいているかと思いますが、ここについても再度の御検討をお願いしたい。 それから、一番デジタル化に加えてお願いしたいことは、振り分けの改善でございます。D 案件が多いという御指摘がありましたけれども、やはり日々の審査請求が上がっている段階で、もう信ぴょう性がないというものも参ります。ここはもう、どうかと思いますけれども、例えば国際難民法裁判官協会が出しているフローチャートみたいなものを見ますと、申請があつてから先に予備調査に入ってから振り分けになっていて、今は、申請書が来て、その文面で振り分けにいると思うんですけれども、プラスやはりちょっと C O I を見て、物証も非常に、これはというような物証もいろいろあると思うんですね、その辺の審議で B 案件、D から B というところの振り分けを、そういう C O I、いろいろ踏まえてからやった方が、B での判断を素早くというのもできるのではないかなというふうに思います。、信ぴょう性をしっかりやれなければ、これはちょっと危ない判断もあるというところで、慎重で D が増えているというのも思いますが、 <u>この振り分けの改善ということを御検討というところをお願いしたい</u> と思います。	(デジタル化) 在留諸申請や難民等認定申請の審査の迅速化、不法滞在者の早期送還等の課題に対応していくためには、人員を含めた必要な体制整備に加えて、デジタル技術の活用等を検討していくことが重要であると考えています。電子渡航認証制度の導入に伴い、当庁の取り扱う外国人の入国から出国までの各種情報について一元的な管理を進め、それら情報を有効に活用しながら、各種審査の迅速化、不法滞在者の効果的・効率的な摘発の実施と早期送還等を図っていくことを考えています。まずは、電子渡航認証制度の導入に向けて準備を進めつつ、これら出入国在留 D X（入管 D X）の取組についても、適切な出入国在留管理行政を実現するための一体のものとして検討を進めます。 (申請書の改善) 申請書の改正については、申請者の利便性を考慮しつつ、不断に検討したいと考えております。 (振り分け) 我が国の難民認定制度においては、難民である可能性が高い申請者等の迅速な保護及び濫用・誤用的な申請の抑制を目的として、申請の段階で案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とする等の措置を執っています。振分けは個々の申請書の記載内容等を踏まえて行った結果であり、濫用・誤用的な申請を含め、案件の適切な振分けを行うことが重要と考えています。そのためには、申請書の記載内容に加えて、申請者の国籍に応じた出身国情報を踏まえて判断する必要があり、出身国情報の充実が重要であると考えています。その中で、今般改めて特別に集計を行った結果、A 案件及び B 案件については制度の目的どおりに迅速に処理できていることが判明しました。今後も振り分けの運用状況の改善も含め適切に対応します。
17			在留資格に関しまして、特定活動という中にすごくいろいろなバリエーションがございます。これをしっかり明示化、最後に言おうと思ったんですが、やはり日本としての庇護政策全体をどういう位置づけにするのかということも踏まえ、特定活動の中身ですとね、例えばミャンマーでありますと緊急避難措置の特活であつたりとか、いろいろ一般情勢でどんと認めていくものもあつて、いつまで緊急ですかみたいなことから、いろいろなものがあると思うんですが、 <u>特定活動の在留許可を出すところの区分けみたいなことと、庇護をどう考えるかというのをセッ</u> トで御検討いただきたいということです。	いただいた御指摘を踏まえ検討します。
18			一時庇護上陸許可、先ほど質問させていただきましたが、やはり空港の出入国審査官の能力強化というところも、私も併せてお願いしたい。海港については余りないんですけれども、緊急有事の際、昔はボートピープルとよばれる方がたどり着いたことがありましたが、いろいろと国際社会の不安定化がある中で、海港、海上保安庁との協力とか、接続水域のところで入管業務、そのあたり、有事の際の海の対応というところ、たくさんの業務の中で、差し迫ってはいないと思われるかもしれませんが、差し迫ったときにどうするかということもあろうかと思うので、一つ御提案したいと思います。	当庁では職員の職階等に応じた各種研修を実施しており、これらの研修には一時庇護上陸許可制度を含む難民に関する内容の講義も含まれております。今後も研修内容の充実に努めていきます。
19			とにかく迅速手続というところ。迅速なんですけど、 <u>迅速の中でも子供の難民申請、これは最優先の迅速で検討いただけないか</u> と思います。	御意見として承ります。他方、親を伴わない年少者等の特別な配慮を要する者については、運用上、既に迅速に処理することとしています。
20			第三国定住の増加、これは難民グローバル・コンパクトの柱の一つでもありまして、こちらでの貢献の強化を、そして領域内庇護に係るところの部分については迅速にというふうに、 <u>国際貢献の在り方や、日本の庇護はこうしていますということをはっきり世界にも示せるように、考えていっていただければ</u> ということ、 <u>加えてここに補完的受入れの増加</u> ということも御検討いただきたいということです。 庇護政策、日本としてどう取り組むのか、一般情勢を踏まえ日本から遠く離れたところの大変な人の受入れから、近隣の出身国、それから難民該当性がファジーなものについては、育成就労なり別の在留資格でちゃんと違う形で来られるというような補完的受入れですとか、そういったバリエーションをはっきり見せていったうえで、難民申請を適正、迅速にということを検討していただきたいというところがお願いでございます。	(第三国定住難民) 第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されています。入管庁としては、アジア地域における難民問題に対処するため、引き続き、関係省庁連携の上で、第三国定住難民の受入れに取り組みます。 (補完的受入れ) 補完的な受入れ（complementary pathways）は、難民グローバル・コンパクトに掲げられた、教育や就労を通じた難民の受入れ経路の一つであると承知しています。我が国においても、シリア難民等を留学生として受け入れるプログラムが実施されていると承知しています。入管庁としても、保護を求めて逃れてきた方々を教育や就労を通じて受け入れることについては、そのニーズや国際貢献や人道支援の観点も踏まえながら、外務省を始めとする関係省庁と連携しつつ、どのような対応が可能か検討します。
21	29	加藤委員	資料 1 8 ページ、②難民調査官の能力向上に関わるところでございます。こちらは、恐らくですけれども、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの施策番号 1 0 4 に該当するところで取り組んでいるという話かなと思って理解しています。令和 4 年度に教材を作って、令和 5 度から研修を開始するということで、まさに取り組まれているのかなと思っていますけれども、 <u>こちらの教材であつたり研修の内容のアップデートを常にやっていたら</u> ばと、 <u>既に取り組んでいるかな</u> と思いますけれども、 <u>お願いしたいな</u> というのと、せっかくこのロードマップに位置づく取組としてやっているということで、このあたりが資料で見えるようにしていくと、そのロードマップに沿った対応だということで、より意味がある資料になってくかなというふうに感じたところでございます。	難民調査官の育成については、これまで U N H C R や外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところで、こうした取組に加えて、令和 5 年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和 6 年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。
22			2 1 ページの難民等の支援のプログラムに関してです。野口座長だったり結城委員の方からも意見、コメントがございましたけれども、非常に重要なプログラムだと思います。その上で、 <u>これを受けてきた人数の実績値であつたりとか、これを受けた人がどう日本語能力を獲得して、日本社会や労働市場にどう入っていけているのか</u> というところのモニタリング、事例の把握、分析、効果検証といったところを、他省庁との連携をしながら <u>ということなの</u> かもしれませんが、入管庁さんの方で総合的な調整機能を発揮いただいて、 <u>ぜひその効果検証をしていく</u> ことで、議論はいろいろあると思いますが、難民に限らず外国人全体を含めた統合プログラムをやっていくならばといったところの先行事例としても研究対象になってくるかなと思いますので、そのあたりにぜひ取り組んでいただけるといいかなと思いました。	現時点において、定住支援プログラムに係る効果検証としてお示しできる資料はございませんが、今後、効果検証の方法等について、関係省庁と連携しながら検討します。

第 3 回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

23	30～32	岡部委員	一番大きな観点としては、川村先生もおっしゃいましたが、日本の庇護政策をいかに構築していくかという自立的な観点が必要だと思います。一つは、やはりグローバル・コンパクトの話もありましたし、それから近藤先生からの国際難民法との、国際法との整合性の話もありましたが、できるだけ日本はきちんと人道的な観点から国際的な評判を高めるようなことをしていますよというアピールは必要だと思いますので、<u>適正な難民や、あるいは特にA案件の人に対する支援の在り方というのを整備されて、それをきちんと情報公開をされることが必要だと思います。</u>	難民等への支援及び申請者への保護措置の在り方については、適正化を関係省庁と不断に検討していくとともに、その公表の在り方についても検討します。
24			日本にやってくる庇護申請者の出身国とか数とかという問題が、もともと日本にコミュニティーがあるかどうかという話に加えて、ほかの国、特に例えばアメリカですとかヨーロッパの国でもう庇護申請受けられないなという情報を得ると、では日本に来ようという人たちが増えるという可能性はあります。御多分に漏れずトランプ政権下ではもう徹底的にやっていますけれども、実はそんなに派手ではないですが、去年もE Uではかなり厳格な庇護申請の制限化を行いまして、例えばこのリストに出ていたバングラディシュなんていう国は、もうほぼ基本的にバングラディシュから来た申請者は庇護申請自体を受け付けませんということまでやって、どうなんだろうなと思うんですけど、そこまで徹底した抑制策を行っているということがあります。そうすると、そういった情報を世界的なネットワークをブローカーも持っていますから、踏まえて、日本に来ようという可能性も出てきますので、そういった問題への対策と<u>いうのが非常に必要だと思います。</u>	難民認定申請の性質上、命からがら逃れてきた申請者は自身の申立てを裏付ける客観的な証拠を有しないことも少なくないところです。また、申請者の本国における事情が急激に変わる場合もあることから、申請者の主張内容や提出した資料の内容等の信ぴょう性等を判断するに当たっては、最新の出身国情報の収集が重要なものと認識しています。そこで、入管庁においては、出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を本庁内に配置し、外務省、国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集しています。適切な出身国情報の収集に関して、入管庁としても更に不断に努力します。 その上で御指摘も踏まえつつ、誤用的・濫用的な申請への対応への在り方も検討します。
25			2 点目に入るんですけども、そのために必要なのが、もちろん入管の方々も頑張っていらっしゃるということは重々承知しているんですけども、やはり省庁間の連携というものをもう少し強めなければいけなくて、先ほど特定活動が基本的にどういうお仕事をされているか分からないということだったんですけども、やはりこれは把握していただく必要はあると思います。特に、<u>警察とか治安面の省庁と連携して</u>いただいて、できるだけ二重労働というんですね、ブラックマーケットに入り込んでしまっそれが構造化されるということが、3 点目に触れようと思っている審査期間の延長ともつながる話になってきますので、そこはできるだけ把握する方向で動いていただいた方がいいということと、あと、どこかで話が出ていたけれども、<u>査証政策との関連においては、もっと外務省との連携を深めて</u>いただくと、やはり外務省の方々も、外交的な 2 国間関係の延長からビザを発給するとかしないとかということを決めがちですけども、これから先はイミグレーション、アサイラムの問題も関係してくるという話をもっと詰めていただいて、連携を深めていただければと思います。	厚生労働省が所管する雇用状況届出制度では、「外交」・「公用」の在留資格を有する者及び特別永住者を除くすべての外国人について、事業主から雇用状況に関する事項を届け出ることとされています。入管庁では、厚生労働省と情報連携しており、この外国人雇用状況届出に係る情報を適正な在留管理を行うために活用しています。 また、警察庁、法務省及び厚生労働省と連携し、不法就労等外国人への対策に取り組んできたところ、令和 3 年 3 月から出入国在留管理庁が保有する在留管理情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出情報のオンライン連携を開始し、不法就労・偽装滞在の取締りなど、デジタル化が進む社会の状況に応じて、情報の収集・分析機能の強化にも取り組んでいます。 さらに、入管庁では、査証免除対象国を含め、不法就労や不法滞在の問題など出入国在留管理行政上の問題について情報を収集しており、これまで外務省に対しては、必要に応じてそのような情報を提供するなど、査証政策の面において緊密に連携してまいりました。今後におきましても、より良い査証政策の実現に資するよう、外国人の出入国在留管理等を所掌する立場から、外務省を含めた関係省庁と一層連携を深めて対処します。
26			力関係が大きく変わっているところ、なぜか駐日事務所と日本の関係というのは、いまだに一昔前の、国連の在り方がいかにも普遍的なプリンシプルであるかのような形に私には見えます。そうでなかったら後で謝りますけれども。なので、<u>研修とかいう話も非常に重要なんですけれども、一方的なH C R の、特に駐日事務所の考え方というものを余り1 0 0 %我々が受け入れるというよりは、むしろ相互に互恵関係を目指すという意味で、こちらからの情報提供も含めて有機的な融合を図っていく必要があると思います。</u>	UNHCRの意見を全て受け入れているものではございません。その上で、入管庁としては、U N H C R と結んだ協力覚書の下、難民調査官の調査の在り方についてケース・スタディを実施しており、対象事案に関する資料をU N H C R に共有し、事案に即した詳細な検討・意見交換を行っています。
27			審査期間の短縮ということについて、これは川村先生が非常に具体性に富む提案をしてくださったので、もう本当に私は簡単にとどめますけれども、先ほどの特定活動との関連も含むとは思いますが、とにかく仕事を続けたいという理由で何回も申請をして、しかも、要するに審査期間を長くさせるためだけに、例えば処分庁の招集とか書面審理の案件とか、結局出てきても、私も参与員をやっているので分かるんですけども、本当にあなた、理由はそれだけですかと、それ以上何もしませんということになると、何のために来ているのかなとすごく不思議だったんですが、後々もししたら、邪推かもしれませんが、延ばすためにやっているのではないかという気がしないでもない。<u>そういったのにどう対応するかは難しいと思うんですけども、ちょっと考えていただければ</u>ということと、もう一つは、<u>ちょっと重要な案件だ</u>と思うんですが、時々裁判所の判断が入ってくるときがありますね。そうすると我々参与員側としても、裁判所の判断と、これから正規の審査請求手続で行っている判断の整合性をどう捉えたらいいのか、意思決定の重要性についてちょっと迷うときがあります。なので、将来的にそこはガイドラインを示していただくと有り難いなと思います。	審査期間の長期化について、入管庁においては、難民認定申請の処理期間を短縮するため、これまで累次にわたり、審査体制の強化や効率化を図ってきたところです。これに加えて、国籍別の主な申立て内容を踏まえた出身国情報の収集・活用や審査手法の見直しなどに取り組んでいるところであり、更なる処理促進に努めます。また、難民不認定処分取消訴訟等の裁判例については、審理に御活用いただけるよう、定期的に開催している難民審査参与員協議会等において、難民審査参与員に共有させていただいているところですが、御要望を踏まえ、どのような対応が可能か検討します。

第3回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

28	32	佐久間委員	毎回繰り返し申し上げてしまうことになると思いますけれども、やはり羽田、そして東京入管の方で見ていただいた事務作業の関係、もう本当に机の周りに書類があって、というのがあります。やはり作業環境の関係で、職員の方々も毎日やられるとなると大変だと思いますので、ぜひこの作業環境、また増員を、これは国の方に訴えていかなければいけないだと思いますけれども、<u>ぜひ増員と、それから作業環境の整備、そしてまた研修、訓練の充実</u>というのをしていただければというふうに考えております。	（増員） 適正な出入国在留管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国在留管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。 （施設） 施設の狭あいは顕著であり、職員の適切な執務環境の確保が喫緊の課題であると認識しております。 引き続き、適切に業務を遂行するため、一部の部署の移転等、狭あいを解消するための様々な検討を行うとともに、施設の整備に必要な予算の確保に努めます。 （研修） 難民調査官の育成については、これまでもU N H C Rや外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところです。こうした取組に加えて、令和5年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和6年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。
29	32～33	富高委員	難民調査官および難民審査参与員の増員や、更なる研修の充実などの体制の整備も重要だと思っています。また、「難民該当性判断の手引」の策定により、<u>判断基準を明確化していく</u>ということではありますが、その実効性の検証もしっかり行っていくことが重要だと思います。	（増員） 適正な出入国在留管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国在留管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。 （研修） 難民調査官の育成については、これまでもU N H C Rや外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところで す。こうした取組に加えて、令和5年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和6年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。 また、難民審査参与員の研修については、令和5年に成立した改正入管法の附帯決議において、参与員に対して、必要な研修を行うこととされたことを踏まえ、国際情勢に関する専門家やU N H C Rに御協力いただき、本国情勢等に関する講演会を実施してきたところです。今後も、参与員の方のニーズを踏まえ、引き続き、必要な研修を行います。 （手引の効果測定） 御指摘を踏まえ、手引が現場の判断に与えた実効性のの点について、どういった検証ができるか検討します。
30			議論に当たっては、もう少しきめ細やかなデータが必要なのではないかと考えております。例えば、振り分け案件ごとの平均処理期間など、具体的にどの部分にどれだけの時間がかかっていて、それが改善可能かどうか、そういった観点からより細かく分析することが重要だと思います。今後の議論にあたっては、データの充実や実態の把握についても整備していただきたいと考えております。	御指摘のとおり、難民等認定手続のどの段階においてどの程度の時間がかかっているのかをデータとして取得することができれば望ましいと認識しております。もっとも、現在の審査手続の過程においては、全て紙ベースでの管理となっており、申請の受付日など特定の時点しかデータとして入力されておらず、個別の案件について、例えば申請からインタビューの設定・実施までどれくらいの期間を要したのかといったデータについて取得する手段がありません。今後、難民等認定手続のDX化を進める上で、いただいた御指摘を踏まえ、どのようなデータが取得できるようなシステムにすべきか検討します。
31			前回の視察では東京出入国在留管理局のみの参加でしたが、職員の方が厳しい環境の中で働いていらっしゃることに敬意の念を抱きつつ視察させていただきました。これから外国人労働者も含めてより多くの外国人の方が来日されると、その分、難民も含めて様々な課題が山積していくと思います。そういった意味では、<u>国として予算をしっかりと確保して入管行政の体制の増強を図っていくことが必要</u>ですので、この点は強くお願いしたいと思います。	適正な出入国管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。
32	33	佐野委員	保護すべき人たちに対しては、難民という形でないにしろ、拾えつつあり、改善してきていると考えております。また、19ページに審査期間の長期化というタイトルはついていますが、基本的には短縮されてきており、改善している方向に進んでいるのではないかと考えています。 ただし、国際比較をしてみると、例えばヨーロッパ諸国では審査機関は6か月から1年程度でやっておりますし、また、人員についても、日本の難民調査官の人数は先進国の何分の1というような状況ですので、組織的な対応というのが必要だと思います。 先ほど川村委員からもありましたように、ボトルネックになっているのはどこなのかを明らかにしたり、経済目的と分かっている人に関しては、<u>一定程度もう通らないということを早めに示して</u>いたりしないと、長期化していくということが続くと思うので、しっかりと早期に対策をたてる必要があると思っています。	我が国の難民認定制度においては、難民である可能性が高い申請者等の迅速な保護及び誤用・濫用的な申請の抑制を目的として、申請の段階で案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とする等の措置を執っています。振り分けは個々の申請書の記載内容等を踏まえて行った結果であり、誤用・濫用的な申請を含め、案件の適切な振り分けを行うことが重要と考えています。そのためには、申請書の記載内容に加えて、申請者の国籍に応じた出身国情報を踏まえて判断する必要があり、出身国情報の充実が重要であると考えています。その中で、今般改めて特別に集計を行った結果、A案件及びB案件については制度の目的どおりに迅速に処理できていることが判明しました。今後も振り分けの運用状況の改善も含め適切に対応します。